京浜臨海部における新たな産業集積に向けた調査・分析等業務委託 業務説明資料

本業務説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

京浜臨海部における新たな産業集積に向けた調査・分析等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日(月)まで

3 履行場所

横浜市内京浜臨海部

4 業務目的

本市北東部に位置する京浜臨海部は、1859年の横浜開港以来日本の近代化と国際化を主導し、成長エンジンとして日本の国際的な経済的地位を支えるとともに、100年以上にわたり変化を続け、現在も先端的な産業拠点として発展を続けている。平成30年9月に改定された京浜臨海部再編整備マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)では、20年後の将来像として「多様な人・モノ・地域をつなげ、新たな価値を創造・発信する産業空間」を目指している。

こうした中で、京浜臨海部の土地についてはその多くが企業等が所有する私有地であり、 今後、京浜臨海部を世界最先端技術の創出拠点としてさらに発展させ、高いブランド力を持ったエリアとしていくためには、土地利用転換や遊休地活用等の機会をとらえ、土地利用の 誘導や企業誘致等に本市として取り組む必要がある。

本業務は、マスタープランが 2030 年を目標年次として取り組むこととしている「『世界最先端技術の創出拠点』の形成」や「『新たな成長産業』の集積の実現」に向け、京浜臨海部を対象とする土地利用誘導・企業誘致施策の立案を見据え、京浜臨海部における産業構造の分析及び、立地企業による土地利用の現状把握をはじめとする基礎調査を行うことを目的とする。

5 業務概要

(1) 基礎調査の実施

ア 既存産業の動向等調査

京浜臨海部に立地する企業の特徴や事業所数、従業員数、土地利用状況等の動向、近年の企業集積の傾向を調査、整理するとともに、京浜臨海部の強み・弱みを分析し、課題を整理する。

イ 成長産業の動向等調査

今後成長が見込まれる産業分野(特に研究開発機能)の動向や、成長分野の企業集積に取り組む他都市・国の取組を調査、整理する。

ウ その他社会情勢の変化に伴う動向等調査

世界的な地勢動向等、社会情勢の変化により発生しうる国内外及び本市の経済的リスク等について調査、整理する。

- (2) 将来的な産業集積の可能性検討
 - (1)の基礎調査を踏まえ、京浜臨海部において集積を促進すべき成長産業分野を検討する。なお、検討にあたっては、昨今の企業立地ニーズや本市の優位性を踏まえること。
- (3) 企業ヒアリング
 - (2)の検討を踏まえ、誘致の対象となりうる企業を選定し、ヒアリング調査を行う。さらに、本市から提供する企業情報をもとにヒアリング調査を行う。(それぞれ5社程度、計10社程度)
- (4) 打合せ協議、議事録作成
- (5) 報告書作成

6 成果品及び納入先

本業務の成果品は次に定めるものとし、納入先は、横浜市経済局企業投資促進課とします。なお、成果品、作成した資料及びその著作権は横浜市の所有とし、受託者は横浜市の承諾を得ずに使用または公表しないでください。

(1) 報告書

ア 印刷、製本したもの 2部

イ 電子データ (CD-R 等) 1 部

(2) 報告書概要版 (A3版 4枚程度)

ア 印刷したもの 2部

イ 電子データ (CD-R 等) 1 部

7 その他

- (1) 業務の実施に当たり、これまでにおいて本市で把握しているデータや、類似の調査結果等を提供する。
- (2) 作業の遂行にあたっては、本市担当職員と十分に協議し、作業内容、作業の進捗状況に ついて随時連絡し、指示を受け、打合せ協議内容については、打合せ後早急に記録簿を作 成して、送付してください。
- (3) 本市担当職員の指示等に基づき、業務目的を満足するよう協議・検討を行ってください。
- (4) 本業務を実施するにあたり、各分野の検討に精通した人員を配置するとともに、それぞれの検討と整合を図りながら行ってください。
- (5) 本業務概要書に定めのない事項については、本市担当職員と協議のうえ決定してください。
- (6) 受託者は、業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、本市担当職員に申し出て指示を受けてください。